第３章　基本理念

基本理念

『一人ひとりが尊重され、必要とされる社会の実現に向けて

～自立と自己実現の重視～』

第1次活動計画策定後の５年間、さらに第２次活動計画策定後の５年間で、介護保険法改正による介護予防の重視、障害者自立支援法の制定から障害者総合支援法の制定など、福祉を取り巻く環境は大きく変化しました。制度やサービスが変わる一方で、利用する側のニーズもますます複雑・多様化し、制度では対応できないことも増えてきました。

地域においても、住みなれたまちで支えあい、自立した生活をおくるため、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるために必要な仕組みづくりが求められています。

南区でも、少子高齢化が年々進んでおり、また、災害への不安などの中、地域の助け合い、支えあいが必要になってきています。このような状況の中、普段何かしらの支援を受けている人も、住民の一人ひとりが、何ができるのか、何を担えるのかを考え、実行していくことは、非常に大切なことであり、第１次活動計画がひとつのきっかけになったのではないかと思います。

第２次活動計画において引き継がれた「一人ひとりが尊重され、必要とされる社会の実現に向けて～自立と自己実現の重視～」を基本理念として、第３次活動計画においても、さらなる地域福祉の推進を目指していきます。

また、第２次活動計画の進行において確立された「心のバリアフリー」の精神もあわせ、今後の活動をすすめてまいります。